

令和5年度EVバス購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和5年度EVバス購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、燃料等の価格高騰の影響を受けたバス事業者に対し、EVバスの購入支援を行うことにより、今後の更なる燃料価格高騰に耐え得る持続可能な事業基盤を構築し、市内の公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。
- (2) EVバス 電気自動車であって旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。）の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (3) バス事業者 道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (4) 自動車リース事業者 事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するバス事業者及び当該バス事業者を使用者として車両を導入する自動車リース事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 交付申請時点で市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、EVバスの購入（リースでの購入を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に市内を運行する路線バスの用に供すること。
- (2) 市長が別に定める期限までに車両登録を行い、路線バスとしての運行を開始

すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、車両本体価格及びバス架装費用の合計額とする。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、EVバス購入補助金交付申請書（様式第1号。第5条に規定するリースでの購入（以下「リース導入」という。）の場合には、様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可書の写し
- (2) 購入しようとするEVバスのカタログその他の購入予定車両の概要が分かる資料
- (3) 購入しようとするEVバスに係る補助対象経費が分かる見積書の写しその他の資料
- (4) 申請者（リース導入の場合には、導入予定車両の使用者）の市税納税状況調査同意書（様式第2号）

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、EVバス購入補助金実績報告書（様式第3号）次に掲げる書類を添えて、市長に実績の報告をしなければならない。

- (1) 購入したEVバスの契約書及び領収書の写し
- (2) 購入したEVバスの自動車検査証の写し
- (3) 購入したEVバスの写真

(取得財産等の管理)

第10条 補助事業者（リース導入の場合は、導入車両の使用者を含む。）は、補

助対象事業により取得したEVバスについては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第11条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

2 補助事業者は、前項に規定する期間内において取得車両等を処分しようとするときは、あらかじめ取得車両処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、財産処分(承認・不承認)通知書により通知するものとする。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち、処分時から第1項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

(書類の整理等)

第12条 規則第20条第2項の規定により証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年とする。

(補助金の交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その交付を受けた者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月8日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付した補助金については、第10条から第13条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。